

不利益処分 of 処分基準

処 分 の 内 容		指定の取消し
所 管 部 課 係 名		インフラ整備部水道業務課総務係
根 拠 法 令 及 び 条 項		水道法第２５条の１１
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり、新座市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱施行に伴い、新座市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準（平成２５年１月１０日付け市長決裁）を定めた。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成２５年１月１０日設定（令和元年１０月１日最終変更）

新座市指定給水装置工事業者の違反行為に係る処分基準

	内容	処分	水道法	関係法令
指定要件違反	1 事業所ごとに主任技術者を置かないとき。	指定の取消し	法第25条の11 第1項 第1号	法第25条の3第1項第1号施行規則第21条
	2 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し		法第25条の3第1項第2号 施行規則 第20条
	3 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者であるとき。	指定の取消し		法第25条の3第1項第3号イ 施行規則 第20条の2
	4 破産手続き開始の決定をうけて復権を得ない者であるとき。	指定の取消し		法第25条の3第1項第3号ロ
	5 水道法に違反して、刑に処せられその執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し		法第25条の3第1項第3号ハ
	6 指定を取消され、その取消しの日から2年を経過していない者であることが判明したとき。	指定の取消し		法第25条の3第1項第3号ニ
	7 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。			法第25条の3第1項第3号ホ
	① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定の取消し 又は指定停止 6月以下		
	② 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。	指定停止6月 以下		
	③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止3月 以下		
	④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は障害を与えたとき。	指定停止6月 以下		
	⑤ 市長の承認を受けずに工事を行ったとき。	指定停止6月 以下		
	⑥ 工事完成後14日以内の入居前に竣工検査をしなかったとき。	指定停止3月 以下		
	⑦ 研修会の機会を確保しなかったとき。	文書注意		
主任技術者選任等義務違反	⑧ 文書注意に従わないとき。	文書警告	第25条の11 第1項 第2号	法第25条の4第1項施行規則第21条第1項
	⑨ 文書警告に従わないとき。	指定停止3月 以下		法第25条の4 第1項 第2項
届出義務違反	⑩ その他の違反行為	指定停止6月 以下		
	1 主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し	法第25条の11 第1項 第3号	法第25条の7 施行規則 第34条
	2 主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき	指定停止3月 以下		法第25条の7 施行規則 第35条
事業の運営基準違反	1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	法第25条の11 第1項 第4号	法第25条の8 施行規則第36条第1項 第1号
	2 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し		第25条の8 施行規則 第36条 第1項第2号
事業の運営基準違反	1 給水装置工事ごとに主任技術者を指名しなかったとき。		法第25条の11 第1項 第4号	法第25条の8 施行規則第36条第1項 第1号
	2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び、給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において当該配水管及び他の地下埋設物に変形その他の異常を生じさせることがないよう、適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止1月 以下		第25条の8 施行規則 第36条 第1項第2号

新座市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

	3 管理者の承認を受けた工法、工期、その他工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	指定停止 6 月以下		法第 2 5 条の 8 施行規則 第 3 6 条 第 1 項第 3 号
	4 水道法施行例第 5 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止 6 月以下		法第 2 5 条の 8 施行規則 第 3 6 条 第 1 項第 5 号イ
	5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適合しない機械器具を使用したとき。	指定停止 3 月以下		法第 2 5 条の 8 施行規則 第 3 6 条 第 1 項第 5 号ロ
	6 指名した主任技術者に施工した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から 3 年間保存しなかったとき。	指定停止 3 月以下		法第 2 5 条の 8 施行規則 第 3 6 条 第 1 項第 6 号
工事施工に関する義務違反	1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由無く主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定停止 3 月以下	法第 2 5 条の 1 1 第 1 項 第 5 号	法第 2 5 条の 9
	2 給水装置工事に関する報告、又は資料の提出の求めに対し、正当な理由無くこれに応じず、又は虚偽の報告又は資料を提出したとき。	指定停止 3 月以下	法第 2 5 条の 1 1 第 1 項 第 6 号	
	3 施工した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止 6 月以下	法第 2 5 条の 1 1 第 1 項 第 7 号	法第 2 5 条の 9
不正申請	1 不正の手段により指定事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し	第 2 5 条の 1 1 第 1 項 第 8 号	

*いずれの場合も指導に従わなかった場合は指定を取消す。

法→水道法

施行規則→水道法施行規則